

9 屋外広告物の許可申請 1件につき次の表で算定した額

区分	種類	算定単位	手数料の額	
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの(第3種のものを除く。)	表示面積5平方メートルまでごとに	1,330 円	
第2種	沼津市屋外広告物条例(平成 25 年条例第 32 号)第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの(第3種のものを除く。)	1枚、1本又は1個につき	130 円	
第3種	照明装置のあるもの	表示面積5平方メートルまでごとに	1,590 円	
第4種	はり紙(第3種のものを除く。)	100 枚までごとに	390 円	
第5種	看板その他これに類するもの(第3種のものを除く。)	巻き付けて取り付けられる広告物	1組につき	260 円
		上記以外のもの	1個につき	

備考

- 2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとするときは、この表に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 許可を受けた広告物又はこれを掲出する物件の変更または改造の許可を受けようとするときは、この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。